

# 日進市住民投票条例について

## 1 概要

**日進市の最高規範と位置づけられる「日進市自治基本条例」(平成19年10月施行)第26条の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めた「常設型」住民投票条例として制定しました。**

**⇒平成25年4月1日施行**

日進市自治基本条例（抜粋）

第26条 市長は、日進市に関わる重要な事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、市議会又は市長の発議があったときに実施します。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

4 前3項に規定する住民投票の発議、投票資格者その他住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

**「常設型」住民投票条例は、全国で約50自治体が制定していますが、愛知県内では高浜市に次いで、2番目の制定となりました。**

常設型	投票の対象事項や投票資格者など、住民投票に関するルールをあらかじめ条例で定めておくもの。 個別の案件ごとに議会の議決を要しないため、住民投票実施までの時間を要しない。	愛知県高浜市 埼玉県富士見市 埼玉県上里町 埼玉県美里町 など
個別型	個別の案件が生じたつど、議会の議決に基づいて住民投票の実施に必要な事項を条例で定めるもの。	愛知県小牧市（図書館建設） 愛知県新城市（新庁舎建設） ※（）内は案件 など

## 2 条例の検討経過

平成19年10月 ～平成20年7月	公募市民による「日進市住民投票条例検討委員会」（全14回）及び学識者や区長会代表、NPO団体代表等による「日進市住民投票条例専門会議」（全5回）の開催
平成20年8月8日	検討委員会と専門会議の連名により、市長へ「住民投票条例骨子案」を提言

平成20年8月～10月	条例骨子案に対する庁内からの意見募集等 日進市住民投票条例（骨子）を作成	
平成20年11月～12月	住民投票条例（骨子）パブリックコメント	
平成21年2月～3月	パブリックコメント回答	
平成21年7月	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 2px;">国の動向注視</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">↓</div> </div>	改正住民基本台帳法の公布（公布の日から3年以内に施行） ・外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える等
平成23年1月		「地方自治法抜本改正についての考え方」（総務省） ・住民投票制度導入を検討（投票資格は公職選挙法と同様）
平成24年6月	市議会定例会へ上程、可決	
平成25年4月	条例施行	

### 3 主な条文(現行)

#### 住民投票の対象(日進市に関わる重要な事項)(第2条)

市及び住民全体に直接の利害関係を有するもので、住民にその賛否を問う必要があると認められる事項をいいます。ただし、次に掲げる事項を除きます。

- (1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (2) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

#### 投票資格者(第3条)

満20年以上日本国籍を有する人で、引き続き3ヶ月以上、本市の住民基本台帳に記録されている人です。

#### 住民投票の請求及び発議(第4条)

住民（投票資格者）、市議会、市長の三者が住民投票の請求又は発議をすることができます。

住 民：投票資格者総数の6分の1以上の署名を集めて、市長に住民投票の実施を請求することができます。

市議会：議員定数の12分の1以上の賛成を得て提案し、議決を経て、市長に住民投票の実施を請求することができます。

市 長：自ら発議することができます。

#### 住民投票結果(第19条)

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

## 4 住民投票条例に基づく住民投票の実施状況

---

- 本市においては、住民投票が実施されたことはありません。

## 5 住民投票条例の一部改正について

---

- 公職選挙法等の一部改正に伴い、平成28年6月から選挙権を有する者が年齢満20年以上から年齢満18年以上に引き下げられることから、次のような日進市住民投票条例の改正案を、平成28年3月議会に上程する予定です。

### ■改正内容

- 住民投票の投票資格者（日進市住民投票条例第3条第1項）の年齢を、「**満18年以上**」とする条例改正を行う。
  - ※ 現在の投票資格者の年齢は満20年以上
- 改正条例の施行日は、平成28年6月19日とする。
  - ※ 改正公職選挙法の施行日と同じ。